

聖籠町告示第26号

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示
聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱（平成21年聖籠町告示第113号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

手当の支給額は、第2条の規定に基づく支給対象者が支払う介護保険料の段階区分（聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）第7条各号に掲げる第1号被保険者の区分をいう。）に応じ、予算の範囲内で別に定める額とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。